

葛飾区立小学校・中学校の現況に関する資料

- (1) 葛飾区基本計画（抜粋）
- (2) 葛飾区立小学校・中学校の児童生徒数・学級数の推移
- (3) 令和4年度葛飾区立小学校・中学校の状況
- (4) 適正な学校規模及び標準的な児童・生徒数（現行）
- (5) 令和4年度小学校・中学校教職員定数配当基準表

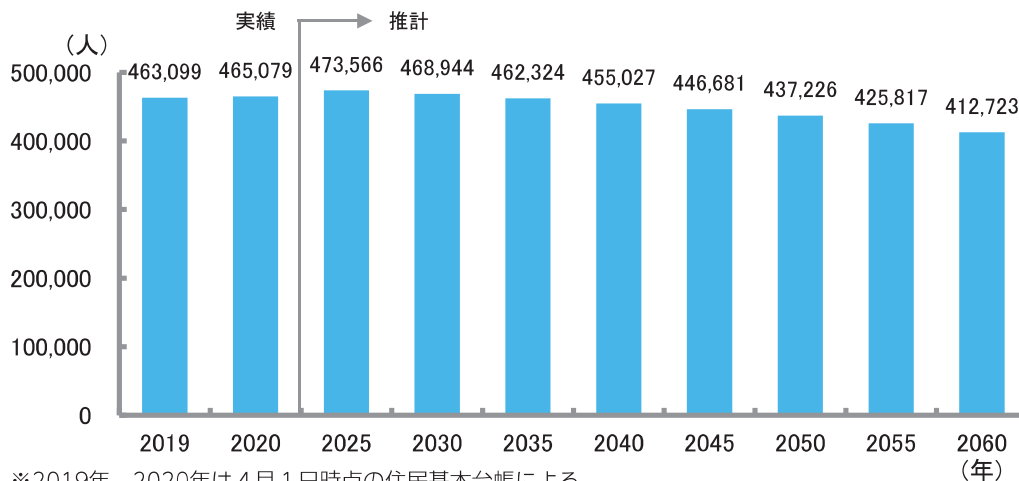


### 3 将来人口推計

#### (1) 将来人口の推移

2060（令和42）年までの将来人口について推計を行った結果、2025（令和7）年以降、人口は減少局面を迎え、徐々に人口減少が進む見通しです。2060（令和42）年には約41.3万人と、2019（平成31）年比で約11%、約5万人の減少が見込まれます。

図表14 2060年までの葛飾区将来人口



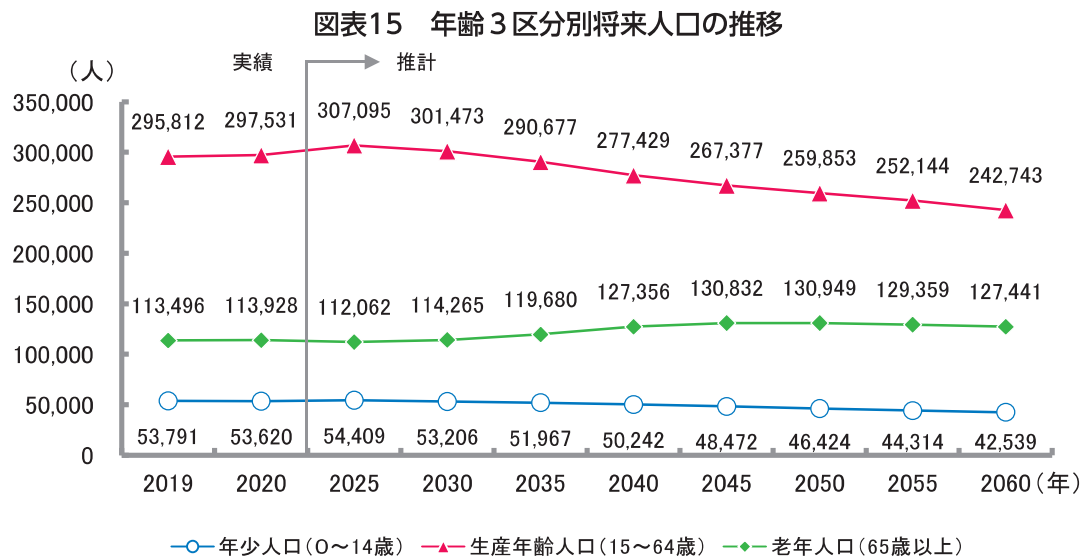
#### ※推計の考え方

- ①推計方法：コーホート要因法
- ②基準人口と推計期間：2019（平成31）年の住民基本台帳人口を基準とし、2060（令和42）年まで5年ごとの人口を推計
- ③出生率の仮定：2014（平成26）年から2019（平成31）年までの5年間の葛飾区の平均値が今後も続くと仮定
- ④生残率の仮定：厚生労働省「2015年市区町村別生命表」の葛飾区の男女5歳階級別の生残率に基づく。
- ⑤移動率の仮定：2014（平成26）年から2019（平成31）年までの住民基本台帳人口に基づく純移動率を基準に、将来的に移動率が減少していくと仮定し、2025（令和7）年以降は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」の葛飾区の男女5歳階級別の移動率に基づく。

## (2) 年齢構成の変化

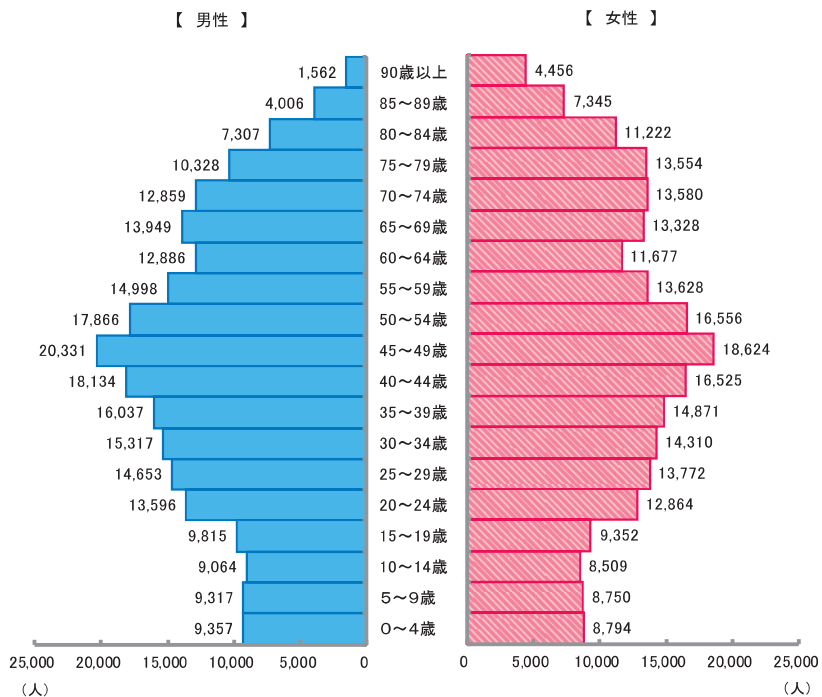
生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（15歳未満）は2025（令和7）年から減少局面に入り、今後も2060（令和42）年に向けて減少していくことが見込まれます。

老年人口（65歳以上）は、2050（令和32）年までは増加基調が続き、区の人口の約30%に達する見込みです。

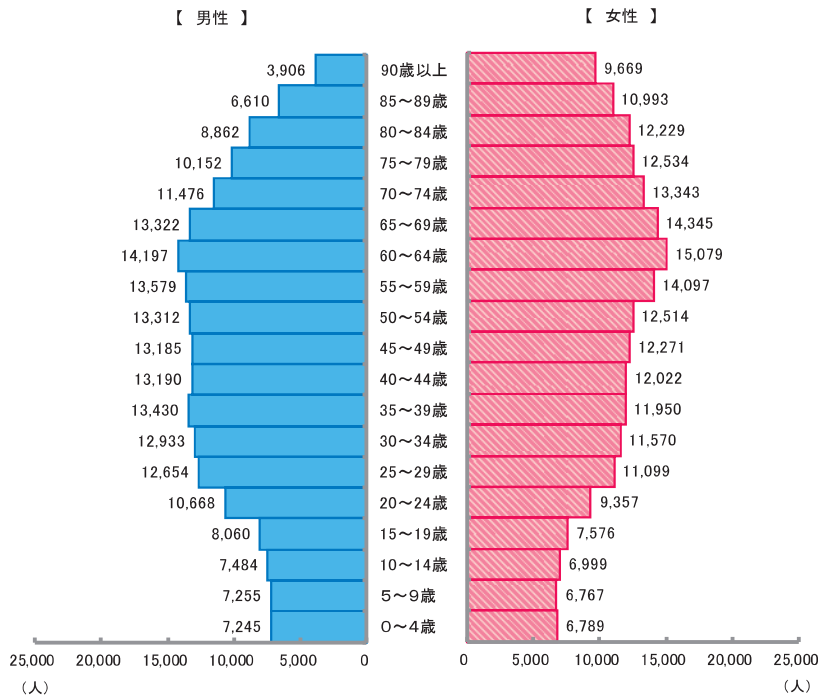


※2019年、2020年は4月1日時点の住民基本台帳による

図表16 2019年の人口ピラミッド



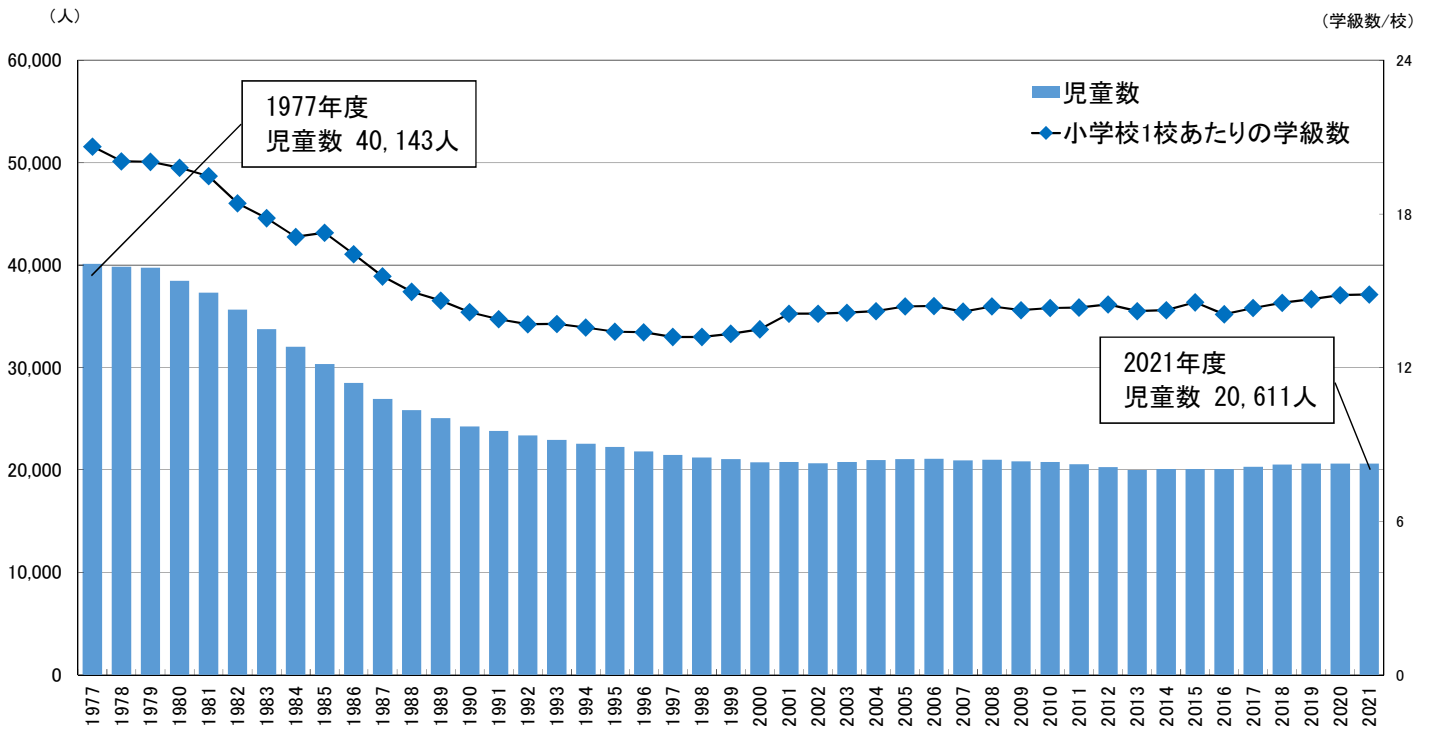
図表17 2060年の人口ピラミッド



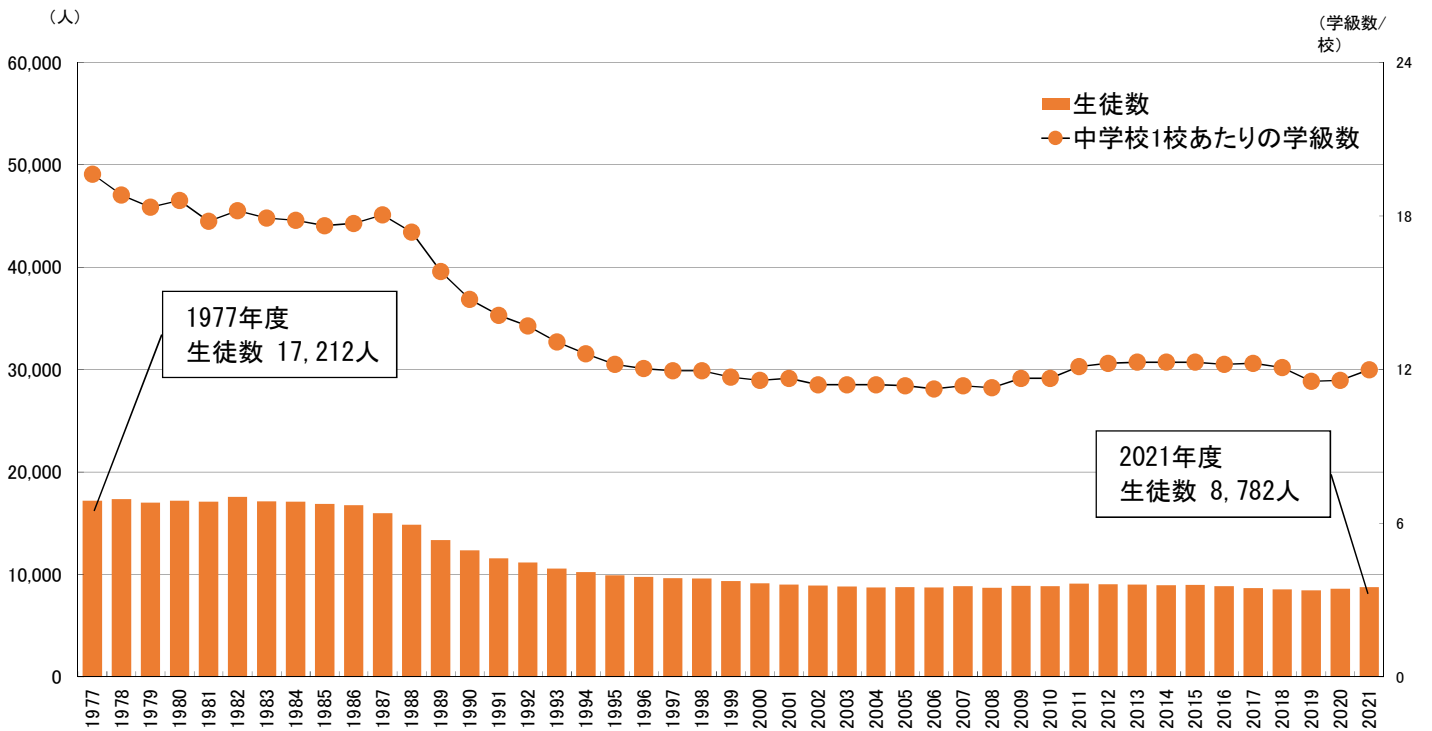


## 葛飾区立小学校・中学校の児童生徒数・学級数の推移

### (1) 小学校



### (2) 中学校







令和 4 年 4 月 1 日時点 (速報値)

令和 4 年度 葛飾区立小学校・中学校の状況

1 小学校 (49校)

(1) 1校あたり学級数 14.2学級

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
平均	2.5	2.5	2.5	2.2	2.2	2.3	14.2

(2) 学年学級数別学校数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
1学級	4	2	2	5	3	4	20
2学級	24	25	26	30	32	27	164
3学級	16	19	16	12	13	16	92
4学級	4	3	5	2	1	2	17
5学級	1	0	0	0	0	0	1
合計	49	49	49	49	49	49	—

(3) 学級数別学校数

学級数	~6	7~11	12~18	19~	合計
学校数	2	5	36	6	49

(4) 学校当たり児童数

児童数	~100人	~200人	~300人	~400人	~500人	501人~	合計
学校数	1	1	5	17	14	11	49

2 中学校 (24校)

(1) 1校あたり学級数 10.8学級

	1年	2年	3年	合計
平均	3.9	3.3	3.5	10.8

(2) 学年学級数別学校数

	1年	2年	3年	合計
1学級	0	0	0	0
2学級	4	5	6	15
3学級	5	8	3	16
4学級	7	9	12	28
5学級	6	2	2	10
6学級	2	0	1	3
合計	24	24	24	—

(3) 学級数別学校数

学級数	~6	7~11	12~18	19~	合計
学校数	4	9	11	0	24

(4) 学校当たり生徒数

児童数	~100人	~200人	~300人	~400人	~500人	~600人	合計
学校数	0	3	4	8	7	2	24



## 適正な学校規模及び標準的な児童・生徒数（現行）

校種	学級数	児童数		【参考】 教員定数
		最少	最大	
小学校	12学級	最少	216	17
		最大	420	
		平均	318	
	18学級	最少	426	24
		最大	630	
		平均	528	
中学校	9学級	最少	213	17
		最大	315	
		平均	265	
	12学級	最少	318	21
		最大	420	
		平均	370	
	18学級	最少	528	30
		最大	630	
		平均	580	

※小学校・中学校ともに35人学級における人数

中学校においては、12～18学級を望ましい規模としつつも、12学級を下回る学校が多く存在する現状、及び中学校での教科指導上必要な最低限の教員数を考慮し、9～11学級についても許容できる範囲としている。



令和4年度小学校及び義務教育学校前期課程教職員定数配当基準表

学級数	教員定数				事務職員定数	計	学級数	教員定数				事務職員定数	計
	校長	副校長	教諭	養護教諭				校長	副校長	教諭	養護教諭		
1	1	1	2	1	0	5	21	1	1	24	1	1	28
2	1	1	3	1	0	6	22	1	1	25	1	1	29
3	1	1	4	1	1	8	23	1	1	26	1	1	30
4	1	1	5	1	1	9	24	1	1	27	1	1	31
5	1	1	6	1	1	10	25	1	1	28	1	1	32
6	1	1	8	1	1	12	26	1	1	29	2	1	34
7	1	1	9	1	1	13	27	1	1	30	2	1	35
8	1	1	10	1	1	14	28	1	1	31	2	1	36
9	1	1	11	1	1	15	29	1	2	32	2	1	38
10	1	1	12	1	1	16	30	1	2	33	2	1	39
11	1	1	13	1	1	17	31	1	2	34	2	1	40
12	1	1	14	1	1	18	32	1	2	35	2	1	41
13	1	1	15	1	1	19	33	1	2	36	2	1	42
14	1	1	16	1	1	20	34	1	2	37	2	1	43
15	1	1	17	1	1	21	35	1	2	38	2	1	44
16	1	1	18	1	1	22	36	1	2	39	2	1	45
17	1	1	20	1	1	24	37	1	2	40	2	1	46
18	1	1	21	1	1	25	38	1	2	41	2	1	47
19	1	1	22	1	1	26	39	1	2	42	2	1	48
20	1	1	23	1	1	27	40	1	2	43	2	1	49

- (注) 1 学級数は第一学年から第三学年までは35人編制、第四学年から第六学年までは40人編制による基準学級数とする。  
 2 分校は、校長定数、養護教諭定数及び事務職員定数を減ずる。  
 3 副校長及び養護教諭の定数は、特別支援学級(固定)を含む学級数を基準とする。  
 4 義務教育学校の校長定数は、「令和4年度東京都公立義務教育学校教職員定数配当方針」で別途定める基準とする。

令和4年度中学校及び義務教育学校後期課程教職員定数配当基準表

学級数	教員定数				事務職員定数	計	学級数	教員定数				事務職員定数	計
	校長	副校長	教諭	養護教諭				校長	副校長	教諭	養護教諭		
1	1	1	4	1	1	8	21	1	1	33	1	1	37
2	1	1	5	1	1	9	22	1	1	34	1	1	38
3	1	1	9	1	1	13	23	1	1	36	1	1	40
4	1	1	9	1	1	13	24	1	1	37	1	1	41
5	1	1	9	1	1	13	25	1	1	39	1	1	43
6	1	1	10	1	1	14	26	1	1	39	2	1	44
7	1	1	12	1	1	16	27	1	1	41	2	1	46
8	1	1	13	1	1	17	28	1	1	42	2	1	47
9	1	1	14	1	1	18	29	1	2	44	2	1	50
10	1	1	15	1	1	19	30	1	2	45	2	1	51
11	1	1	16	1	1	20	31	1	2	47	2	1	53
12	1	1	18	1	1	22	32	1	2	49	2	1	55
13	1	1	19	1	1	23	33	1	2	51	2	1	57
14	1	1	20	1	1	24	34	1	2	53	2	1	59
15	1	1	22	1	1	26	35	1	2	54	2	1	60
16	1	1	24	1	1	28	36	1	2	55	2	1	61
17	1	1	25	1	1	29	37	1	2	57	2	1	63
18	1	1	27	1	1	31	38	1	2	59	2	1	65
19	1	1	29	1	1	33	39	1	2	60	2	1	66
20	1	1	31	1	1	35	40	1	2	61	2	1	67

- (注) 1 学級数は40人編制による基準学級数とする。  
 2 分校は、校長定数、養護教諭定数及び事務職員定数を減ずる。  
 3 副校長及び養護教諭の定数は、特別支援学級(固定)を含む学級数を基準とする。  
 4 18学級以上校には、生活指導担当分の定数を含む。  
 5 義務教育学校の校長定数は、「令和4年度東京都公立義務教育学校教職員定数配当方針」で別途定める基準とする。